

社 協 問 答 集



社会福祉法人 忠岡町社会福祉協議会

問1. 社会福祉協議会（社協）とは、何のために、どうつくりられているのですか。

（答）社会福祉協議会は、地域社会における福祉の問題を解決し、改善向上を図るため、地域の人びとや各種機関・団体等みんなが会員などになって参加し、お互いに協力しあい、自主的組織的活動を行うことを目的とする民間団体です。特に、平成12年6月からは、法律の上からも、これまでの社会福祉を目的とする事業に関する調査、総合的企画、普及宣伝、連絡調整及び助成といった仕事に加え、「地域福祉の推進は社会福祉協議会が担う」と明記されました。団体の名称から単なる連絡や協議を主とするかのイメージをもたれがちですが、法的には唯一の総合的地域福祉活動を行う公共性の高い民間福祉団体と言えます。忠岡町社協は、平成3年7月、社会福祉法人の認可を受け、今日にいたっています。

問2. 社協の法的根拠は何ですか。

（答）「社会福祉法」という法律の中には、社会福祉法人について設立から解散までの一般的規定があり、さらに『共同募金及び社会福祉協議会』の章がもうけられ基本的事項がうたわれています。社協は、社会福祉法人の一つですが、地域全体をカバーし、あらゆる福祉活動を行うという特色をもっていることなどから、特に独立した規定が定められたものであり、この法律に拠っています。

問3. それでは、「社会福祉法」とは何か、簡単に説明して下さい。

（答）「社会福祉法」は、平成12年6月に「社会福祉事業法」が改正された法律で全135条からなり、『社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。』（第1条）ため、各条項がつくられています。前述のように社会福祉協議会についてのほか、社会福祉事業の定義や趣旨、福祉事務所、社会福祉法人の設立から解散までの手続き、共同募金などの規定がおかれています。

問4. ところで、「福祉」という言葉は、一体、何ですか。

(答) 一言では言えないくらい、たくさんの意味をもっていますが、英語の welfare (ウェルフェア) の訳語としてあてられ、「しあわせ」という意味に近いものと考えていいのではないのでしょうか。《福祉という漢字の語源や welfare という言葉は、いずれも快適な生活状態、満たされた生活状態を示すと言われます》したがって「社会福祉」とは、「社会」という集団の中で一人ひとりの「しあわせな生活」が実現されることを指すものと考えられます。つまり、社会全体がいかに裕福であっても、その中で生活する個人が貧しさにあえいでいるようではいけません。福祉の本旨は、社会の構成員であるすべての人びとが、それぞれに福祉が保障される状況の実現にあります。社会生活を送っていくうえで、何か不足すること、欠けている点などのある人に対し、他の人びとや行政等が補完し、自立を助長することであり、すべての人に一様にモノ・カネを援助することは、福祉の本意ではありません。

問5. それでは、一部の人にだけ便宜を図ることになって不平等になりませんか。

(答) すべての人に同じように行うことが平等だとは言えません。何か欠けているところがある人に、その部分を補い、他の人と変わりなく社会生活を平等に送ることができるようにするのが、福祉の原則であり、それが平等というものです。お金持ちにも、そうでない人にも、同じ額のお金をあげたとしたら、生活をおくるうえでの差は縮まらず、何のためのことかわからなくなります。均等配分は、むしろ不平等を生む場合もあります。あまり目につかない所で、困っている人たちのためにこそ、福祉の仕事の働き場があるとも言えましょう。

問6. よく「福祉六法」という言葉を耳にしますが、何のことですか。

(答) 福祉の施策や事業の対象となるものを大別すると、六分野に分類されるようですが、それぞれについて、基本的な事項を定める法律があります。これが、いわゆる「福祉六法」です。以下、簡単にそれらの法律の目的を記します。

- ①「生活保護法」 生活困窮者に、程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長するため《憲法第25条具現化》
- ②「児童福祉法」 児童が、心身ともに健やかに育成され、生活を保障され、愛護されるため
- ③「身体障害者福祉法」 身体障害者の更生を援助し、必要な保護を行い、生活安定に寄与し、福祉の増進を図るため

- ④「知的障害者福祉法」 知的障害者の更生を援助し、必要な保護を行い、福祉の増進を図るため
 - ⑤「老人福祉法」 老人が敬愛され、心身の健康保持と生活安定により、福祉の増進を図るため
 - ⑥「母子及び寡婦福祉法」 母子家庭及び寡婦の生活安定と向上により、福祉の増進を図るため（各法条文から）
- これら各法の共通的基本事項や社会福祉事業の趣旨を規定した“基本法的性格”をもつものが、前述の「社会福祉法」です。

問7. すると、福祉の仕事は、法に基づいて行政（役所など）がすることになるのではないのでしょうか。

（答）いいえ、行政と民間が手を結んで、それぞれの立場で行うことが大切です。地域社会の中に生きる人すべてがしあわせになるためには、法令で行政がやることになっているものは、大いにやってもらわなければなりません。それと同時に住みよい社会は、社会に生活している私たちみんながつくっていくものです。こころのかような福祉が求められている今日こそ、他に頼るまえに、地域に生きる私たち自らの手で、すなわち民間の立場で、より福祉を高めて行かなければなりません。

問8. 民生委員は、どんな働きをしているのですか。

（答）民生委員は、民生委員法により、社会奉仕の精神をもって、地域社会の中で社会福祉関係について問題等をかかえている人の調査、相談、指導、助言にあたるなど、常に担当区域内の状況を把握し、福祉事務所などと連絡をとり合い、また福祉行政に対する協力活動を行い、意見具申をし、社会福祉の増進に努めることを任務としています。現在、忠岡町には27名の方が厚生労働大臣から委嘱されています。民生委員は児童委員も兼ね、任期は3年です。平成6年1月からは、児童委員の職務を専門的に行う主任児童委員2名が委嘱されています。

問9. 民生委員と社協の関係はどうか。

（答）ともに同じ社会福祉の仕事を行う点では共通しています。また、民間の多くの福祉団体が社協の構成団体になっており、民生児童委員協議会は、その大きな柱の一つです。したがって、多くの民生委員が社協の役員等もかねています。日頃から社協の協力者としても欠かすことのできない存在であり、各種調査など特にお手伝いをいただいています。

問10. 社協の成り立ちはどうなっていますか。

(答) 簡単に示しましょう。(平成24年10月現在)

賛助会員1522人 特別会員201社 地区福祉委員 192名

評議員 33名 理事15名 監事2名

会費を納める会員と地区福祉委員や役職員等によって成り立ち、目的にそって福祉を高めるための活動を行っているわけです。

問11. 会員について簡単に説明して下さい。

(答) 社協は、会員の方々によって支えられており、賛助会員・特別会員に分けられています。賛助会員は年額一口1000円を一口以上拠出する世帯または個人で、特別会員は年額一口5,000円を一口以上拠出する団体・法人等です。

《会費の額はそれぞれの社協によって異なります。》

問12. 地区福祉委員とは何ですか。

(答) 社協がきめこまやかな隅々まで行き届いた運営を行うため、地域と執行部を結ぶ大切な役割を担っているのが地区福祉委員です。特に、社協活動のみなもとである会費の徴収や、共同募金の仕事など大変ご苦労な任務を引き受けていただいています。各地区から推薦された福祉活動に関心と熱意のある人192名を委嘱しています。

問13. 評議員について教えて下さい。

(答) 33名で構成される評議員会は、政治でいえば、議会にあたるもので、予算・決算や事業計画など重要事項について審議、議決し、また、意見を述べる役目があります。多くは関係団体や学識経験者等から理事会の同意を得て、会長が委嘱します。任期は2年です。

問14. 理事について教えて下さい。

(答) 理事会は、社協の執行機関であり、業務の決定権をもっています(日常の軽易な業務は、会長が専決し、日務の処理は、事務局長があたります)。評議員会において、住民組織や社会福祉関係団体の代表、福祉活動の実践者、民生児童委員、学識経験者、関係行政機関、趣旨に賛同する方などから選任することになっています。正副会長含め15名で、任期は2年です。

問15. 理事・評議員は、何に決められているのですか。

(答) 社会福祉法などの法令に基づき、大阪府知事（現在は5市1町広域事業者指導課）の認可を経た“社協の憲法”とでも言うべき「定款」及びその「施行細則」や諸規程に定められています。なお、理事などの役員は、すべて無報酬です。

問16. 社協と各種福祉団体との関係は、どうなのですか。

(答) たとえば、老人クラブ連合会や母子福祉会、あるいは各種ボランティアグループなどたくさんの民間団体や組織があります。これらの団体は、それぞれしっかりした目的や専門の分野をもち活動していますが、社協は、それらの団体や組織の参加協力を得て、各種の事業を行っています。

問17. 社協は、各種団体の集まりの会になるのではないですか。

(答) 協議会という名称からしても、そう思われる点があるかもしれませんが、社協は、単なる団体の協議の場ではありません。広範囲な社会福祉の問題について、住民自らが力をあわせて実行する、住民のための住民による積極的な活動団体なのです。ともすれば行政に依存しがちの各種問題の解決を、自分たちが主体的に実践していくのが社協の活動であって、単に代表者が会合する機関ではないのです。とりわけ、平成2年の“社会福祉関係8法改正”の中で、社会福祉の企画実施を行う団体としても法的な位置付けがなされています。

問18. すると、住民の福祉への要望等は、すべて社協が実現するのでしょうか。たとえば、今日食べる米もない人がいたら、どうするのですか。

(答) もちろん社協がやるべきことは、できる限り速やかに行うように努めています。ことによっては、行政が行うのがふさわしい場合があります。こうしたときは、早速、役所担当課等へ連絡し実行、実現に協力しています。ところで、例のケースでは、担当民生委員から福祉事務所に連絡があり、実態をよく調査し対応策がとられるのが一般的です。少しかたい話になりますが、国は憲法第25条《生存権・国の社会保障義務》に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低生活を営めるよう社会福祉などの向上増進に努める責任があります。この理念実現のため制定されたのが、「生活保護法」です。実際には、福祉事務所が細かく決められた法令により、保護適用の可否を決定します。（役所が行う仕事は、このような法律に基づく援護が主です。）場合によっては、保護の適用がないこともありますし、時間も多少かかります。かといって、食べずに過ごすことはできません。

社協では、つなぎの資金を即刻出すなど、ときには行政により一歩先に対応し、互いに住民のしあわせのため、力をあわせています。

※町には福祉事務所を設置していないため、大阪府岸和田子ども家庭センターが業務しています。

問19. それでは、行政の補助機関になってしまいましたか。

(答) いいえ、違います。行政の立場と民間の守備範囲は、全く異なりますし、大きな違いがあります。法令で決められた仕事を中心に行う役所と住民自身での問題解決を図る社協とは、むしろ、対照的な面が多いと言えましょう。反面、同じ福祉の仕事を行う点で重なり合うことも多く、このことが、ときには行政を補助しているように映るのかもしれませんが。社会福祉法第6条では国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないと定めています。

今後、超高齢社会に向かって新しい福祉の道を模索・構築していくとき、従来の万事行政依存という姿勢を改め、“しあわせは、自らの手で”という、ごく素朴な原点に立ち返って考えてみたいものです。

問20. 社会活動の内容を少し具体的におしえて下さい。

(答) 三つに分けて説明しましょう。

- ① まず、直接的事業があります。これは、人びとの生活上の問題点を解決していく仕事です。いきいきネット相談支援センターを開設し、各種の相談に応じ、また生活福祉資金の貸付、福祉のつどいやひとり暮らし老人のふれあい給食等などの主体的事業等です。
- ② 福祉活動の計画、企画と実施という基本的な活動があります、世の移り変わりとともに福祉をめぐる諸問題は、時々刻々と変化しています。こうした動きに、住民自身の自主・自発的活動で対応し、あるいは行政に反映させるよう力を入れていく仕事です。話し合いや学ぶこと、そのためのデータ作りをし、福祉の対象にアプローチすることです。地域福祉活動やボランティア活動を通して、制度のワクに縛られず、社会や住民の要請に敏感に反応していく働きをもっています。
- ③ 各種社会福祉団体や施設と連絡調整あるいは援助事業です。例えば、ボランティアグループや団体等に助成金を出したり、ときには連携し事業を行い、話し合いの場をもち、意見を聞いたりしてお手伝いをしています。

問 2 1. 善意銀行とは、どんな銀行ですか。

(答) 社会福祉のため、少しでも役に立ちたいと考えている人たちから、善意の預託をうけ、効果的に必要とする人たちに払い出します。住民の自発的なボランティア活動を助長し、善意を大きな輪に広げるため設置したものです。

問 2 2. 善意銀行には、どんな口座がありますか。

(答) 簡単にお答えします。

- a. 現金口座 現金の提供
- b. 物品口座 あらゆる物品の提供

問 2 3. 生活福祉資金貸付金とは、何ですか。

(答) 低所得者・障害者または高齢者世帯・失業者等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行なうことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする制度です。資金の種類は総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金（教育支援費・就学支度費）、不動産担保型生活資金（不動産担保型生活費・要保護世帯向け不動産担保型生活費）があります。社協・地区担当民生委員が窓口になっていますのでお気軽にお尋ね下さい。

問 2 4. ボランティアという言葉をよく耳にしますが、何ですか。

(答) ボランティア (volunteer) という言葉は、ラテン語の自由意志という意味の語がフランス語に転化し、さらにアメリカで「ボランティア」と使うようになったといわれます。日本では、この言葉を「奉仕者」などと一般に訳していますが、奉仕という語は、上に仕えるという上下関係をあらわす自己犠牲的な援助活動の意味を含んでおり、必ずしも本来の語意ではないという意見もあり、「ボランティア」という語をそのまま用いる場合が多くなっています。ボランティア活動は、報酬など一切の反対給付を求めず、自らの意志で人びとのしあわせを高めるため力を尽すことです。それは自発的なものであり単なる慈善ではなく福祉の活動であるということです。《中には援助活動のみならず制度の改善運動や文化の創造、環境、平和といった分野もボランティア活動の一つと言う人もいます。》

最近“福祉産業”“有償ボランティア”という言葉が聞かれますが、たとえ時代が変わっても「ボランティア精神」は、消えることはないと思います。

21世紀は“高齢社会”“余暇社会”ともいわれています。人口の高齢化核家族化、労働時間の減少、余暇の増大といった社会構造・生活時間の変化は、一層ボランティアの必要性を高め、ボランティア人口の増加をもたらすものと思われまゝす。余暇を積極的に活用しようとする人や社会参加を望む人たちが、自発的に地域福祉づくりに加わっていかうとする気運は、ボランティア活動の高まりに欠かせないものです。まず、自分の置かれた立場で、できることから始めるのが、ボランティア活動の根本です。あなたもボランティアをしてみませんか。

問25. ボランティア活動をしたいと思うとき、どうすればいいのですか。

(答) 無論自発的に行くことですから、どこに行つて手続きをしなければならぬなどというルールはありません。個人で活動することもグループで活動することもお互いの自由意志によります。社協ではボランティア活動の推進を図るため、ボランティアに関するあらゆる相談を受けております。お気軽にご相談ください。

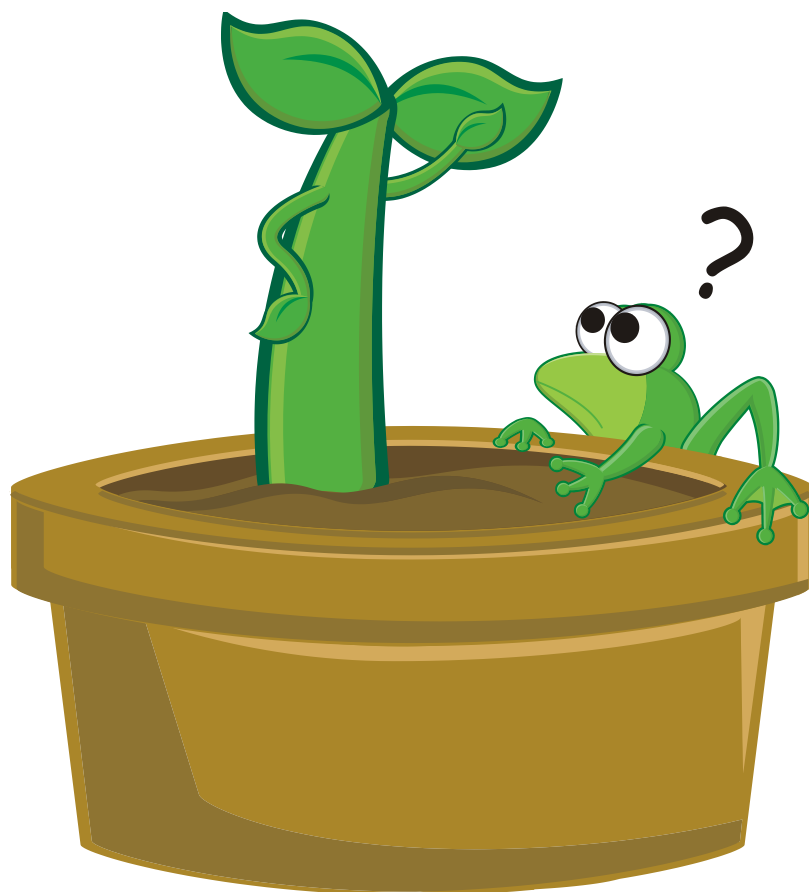
問26. ところで、社協活動の財源はどうなり、またどう使われていますか。

(答) 会員のみなさんから出していただく会費をはじめ、町からの補助金、事業受託金、共同募金配分金、寄付金などが主な財源です。それを高齢者や障害者福祉はじめ多くの福祉活動や支援事業に活かしています。また、人件費は、補助金等でまかなっています。

問27. 会費や募金などが割当てられたり、半強制的に集められてはいませんか。

(答) 本来、自由意志での募金であり、社協への入金(会費納入)である筈が、半強制的とみられる点があるとすれば、遺憾なことです。例えば、共同募金では、府の募金会から、町の配分を受ける事業の計画等が勘案され、町としての目標額がいくらと示されます。この府募金会から示された目標額から、おおよそ一世帯平均何円位と目安がはじき出されます。この目安が、場合によってはじかに提示され、結果的に割当のようになってしまうのかもしれない。言うまでもなく、まったく任意のものでありますが、社協活動や募金の目的を十分ご理解のうゑ、ご協力いただければ幸いです。なお、平成23年度赤い羽根共同募金では、戸別募金や街頭募金など合せて2,255,004円のご協力をいただき、各種福祉活動事業などに充てられています。

社協問答集



社会福祉法人 忠岡町社会福祉協議会